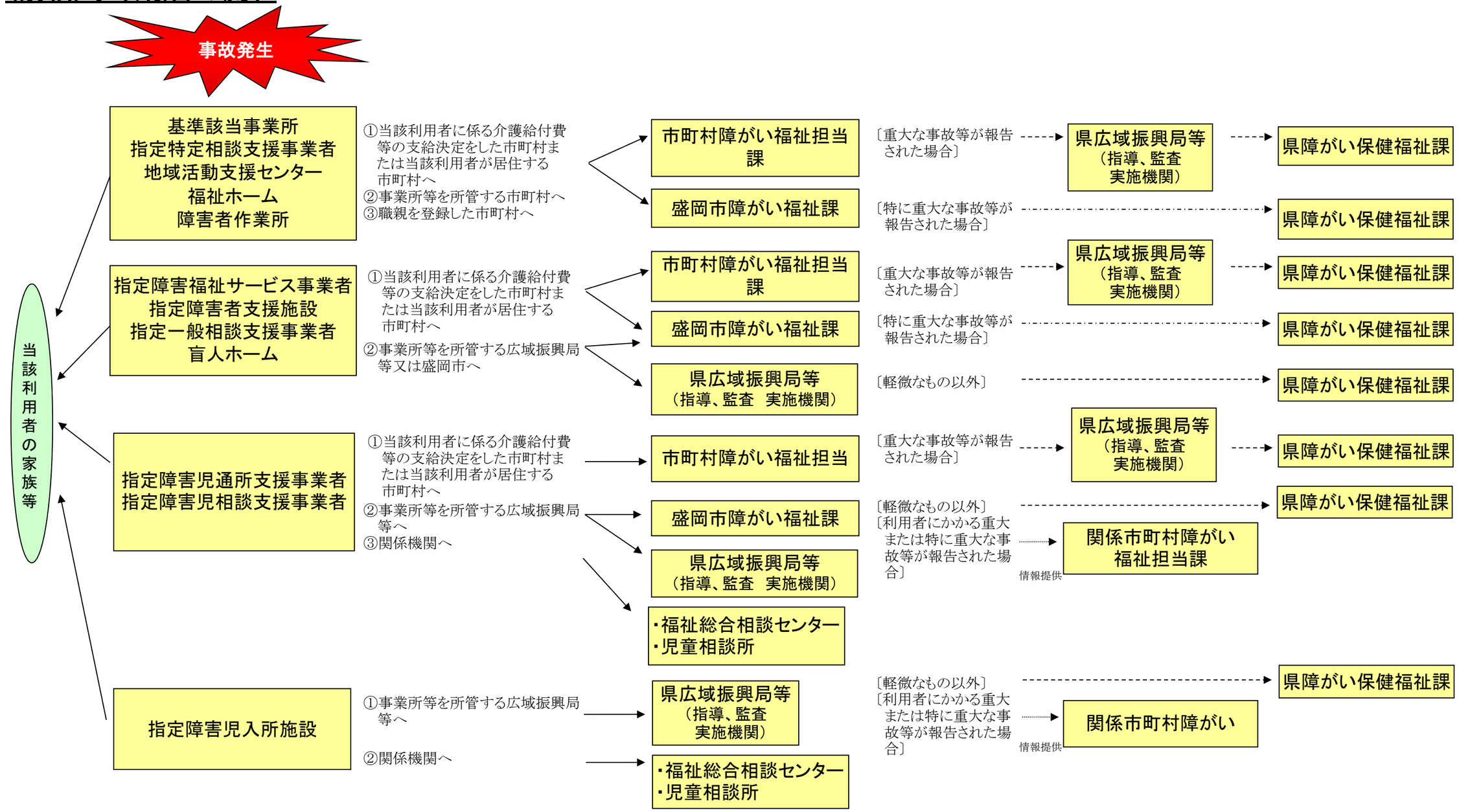
（別紙）事故報告の流れ



注1：「重大」とは、当該事故等が基準違反を原因として発生した場合など、立入検査（監査）が必要になる程度のものを指す。障害者作業所、盲人ホーム及び職親もこれに準じた取扱いとする。

注2：「特に重大」とは、報道がなされるような社会的影響が大きいものを指す。

《留意事項》

①報告手順は、発生元から図の矢印先の機関へ報告する。

②初期においては、電話による連絡など、速やかな報告に留意すること。

③利用者に係る事故については、当該利用者の家族等に対し十分配慮し、適切に対応すること。

④事故の内容に応じて、保健所、警察署、消防署等に適切に通報すること。